

議題 (1) 国立市福祉交通支援基本方針（案）について

国立市では、平成28年度に「福祉交通充実のための取組方針」を策定してから、平成29年度に市単独の福祉有償運送運営協議会を設置し、令和2年度には福祉有償運送事業について料金体系などの大幅な改定を行った結果、福祉有償運送の利用者数が急増しております。

平成30年度にはデマンド型交通の試験運行を実施したところ、交通不便地域にお住いの方は自家用車等の他の交通手段を持っており、利用者が少なかつたことから本格実施には至りませんでした。

しかし、デマンド型交通に関するアンケートでは、将来的には自家用車の運転が難しくなり、公共交通を利用することも困難になることに不安をもっている方が多かったことから、平成30年度から一橋大学と協働して福祉交通に関する需要調査を行っており、その結果、福祉有償運送の急増する需要にプラスして福祉交通を必要とする潜在的な需要を考慮すると、現在の体制では、将来的な需要に対応することが難しいと分かってきました。

この増え続ける需要に対応するためには、福祉有償運送事業だけではなく、需要に応じて多角的にサービスを展開する必要があります。

そのためには、「福祉交通充実のための取組方針」では各担当課で行うこととしていた福祉交通手段を総括し、急増する様々な需要に一元的な体制で対応しなければいけません。

のことから、高齢者、しうがい者（児）や単独では公共交通を利用する事が難しい移動制約者を対象とした福祉施策として行っている福祉交通手段について、制度の整理や課題を洗い出し、その上で新たな福祉交通システムの構築や既存の福祉交通施策の改善を図るため、「国立市福祉交通支援基本方針」の策定を進めています。

現在、府内で福祉・交通・教育・子育て部署及び社会福祉協議会を委員としたプロジェクトチームを立ち上げ、基本方針（案）を作成しました。

この基本方針（案）につきまして、国立市地域公共交通会議の委員の皆さんに、ご意見をお伺いいたしましたく、別紙にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

1. 国立市福祉交通支援基本方針（案）検討経過（令和3年度5月～）

- (1) 福祉交通事業者（4者）へのヒアリング
- (2) 小学校の特別支援学級（3校）へのヒアリング
- (3) 移動支援事業者（4者）へのヒアリング
- (4) PT 5回開催（令和3年5月～9月）
 - ①既設の移動サービスの洗い出し
 - ②学校から学童までの移送支援の検討
 - ③移送サービスの現状と課題
 - ④高齢者の移送サービスの検討
 - ⑤国立市福祉交通支援基本方針（素案）の検討

2. 今後のスケジュール

- 10月 取り組み方針（案）についてアンケート（一橋大学との福祉有償需要調査に同封）
- 11月 パブリックコメント
国立市地域公共交通会議
国立市福祉有償運送運営協議会
庁議付議
- 12月 建設環境委員会報告
委員会報告後、市の決裁行為により基本方針を決定